

平成 29 年度

男女平等・共同参画の推進に関する
年次報告書

平成 30 年 10 月

目 黒 区

はじめに

目黒区では、目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例（以下「条例」という。）第 8 条に基づき「目黒区男女平等・共同参画推進計画」を策定し、男女平等・共同参画に関する施策を推進しています。

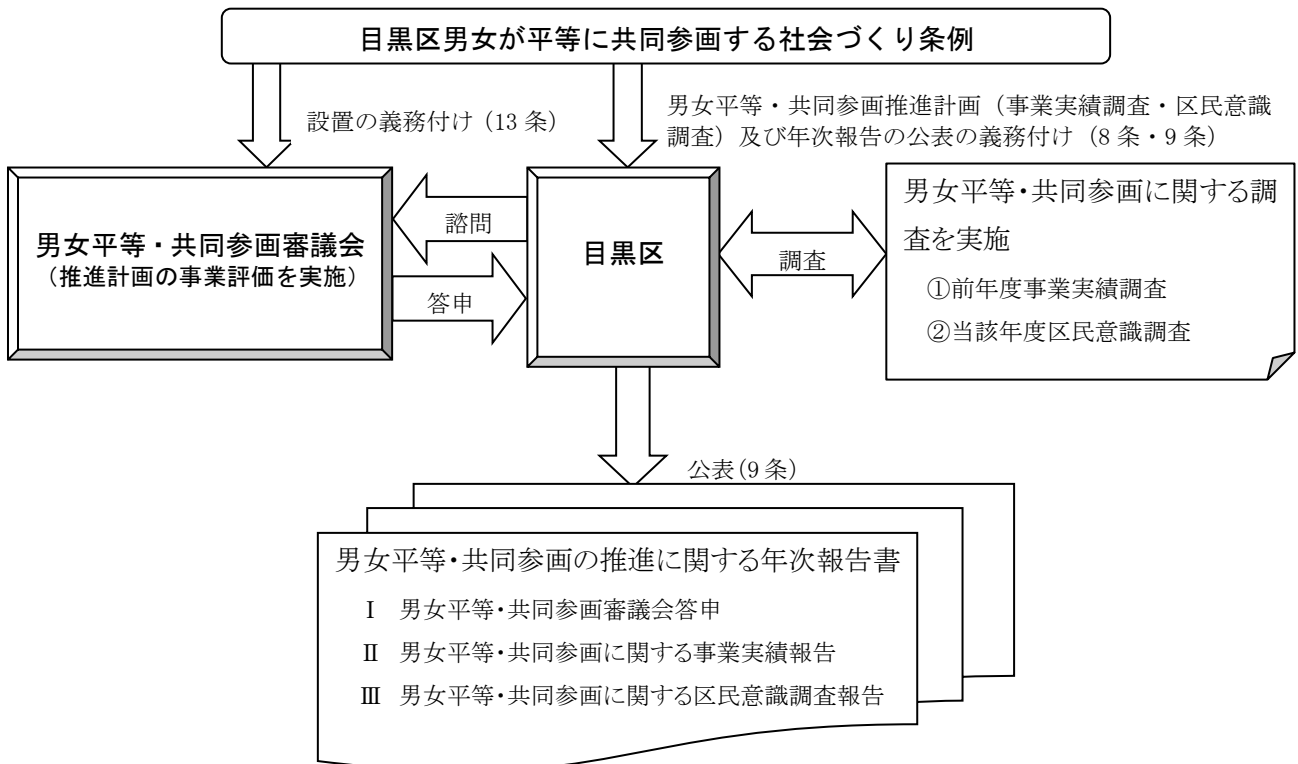
本書は、条例第 9 条に基づく年次報告書（※1）として作成したもので、次の内容で構成されています。

- I 目黒区男女平等・共同参画審議会答申
（平成 30 年度 目黒区男女平等・共同参画審議会での審議結果）
- II 平成 29 年度 男女平等・共同参画に関する事業実績報告
（目黒区各所属に事業の実施状況を調査した結果）
- III 平成 30 年度 男女平等・共同参画に関する区民意識調査報告
（無作為抽出した区民 2,500 人に実施したアンケート調査結果）

この度目黒区男女平等・共同参画審議会（※2）から答申された「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の進捗状況の評価の結果を踏まえ、今後も男女平等・共同参画施策の推進に積極的に取り組んでいきます。

平成 30 年 10 月

男女平等・共同参画審議会と事業評価



【目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例（抜粋）】

※1 年次報告書

（年次報告）

第9条 区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関する施策の進ちよく状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

※2 目黒区男女平等・共同参画審議会

（設置）

第13条 男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の附属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第14条 審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。
- 3 審議会は、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べるができる。
- 4 審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べることができる。

年次報告書 目次

	ページ
I 目黒区男女平等・共同参画審議会 答申・・・・・・・・・・・・・・・・	I-1
II 平成29年度 男女平等・共同参画に関する事業実績報告・・・・・・・・	II-1
III 平成30年度 男女平等・共同参画に関する区民意識調査報告・・・・・・・・	III-1
■ 参考資料「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」・・・・・・・・	IV-1